

- 低圧の発電設備における系統接続に関連して、多くのお問い合わせがあることから、以下のとおり明確化します。

○出力制御の要否(試行的な取り組みの対象範囲)

| 発電所の規模 | 全量配線 | 余剰配線 |
|---------------|------------|----------|
| 10kW以上、50kW未満 | 必要(対象)※1,2 | 必要(対象)※1 |
| 10kW未満 | 不要(対象外) | 不要(対象外) |

※1 説明会で示した「低圧事業用」とは、発電所の規模が10kW以上50kW未満に該当する発電設備とします。

※2 いわゆるFIT制度の「屋根貸し」は、全量配線の10kW未満を複数集約し、10kW以上としていることから、試行的な取り組みの対象とします。



(参考) 低圧発電設備の系統接続時期

- 地方系統の混雑時は、既存ルールに基づく設備対策を行います。
- 低圧接続の場合は、既存ルールに基づき、地方系統の対策費用の負担はありませんが、影響の大きな全量配線及び20kW以上の余剰配線の発電設備については、地方系統の設備対策が完了するまで、系統への接続をお待ちいただいています。

○系統接続の時期(試行的な取り組み以前の扱いを継続)

| 発電所の規模 | 全量配線 | 余剰配線 |
|---------------|--------------------------|------|
| 20kW以上、50kW未満 | 地方系統の対策後 (対策不要の場合は任意) | 同左 |
| 20kW未満 | | 任意 |

